

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年10月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

加入手続をした時期などははっきり覚えていないが、A市在住時に、市役所の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来た際、付加保険料制度についても説明を受けたので、その集金担当者を通じて、付加保険料を含め国民年金保険料を毎月納付した。

申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの期間が未納期間となっており、同年4月から同年10月までの期間は定額保険料しか納付していないことになっているが、申立期間は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたはずである。

B市に転居した後、金額や理由までは覚えていないが、国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している上、申立期間後は、付加年金や国民年金基金にも加入していることを踏まえると、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間については、A市に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、53年10月5日にA市からB市に転居したこと、及び同年11月7日に52年4月から同年9月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の「B市

に転居した後、国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。」旨の供述と一致している上、当該納付時点で、申立期間のうち、51年10月から52年3月までの保険料も過年度納付することが可能であったことを踏まえると、納付済みとなっている同年4月から同年9月までの保険料と併せて、当該期間の国民年金定額保険料を過年度納付したものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和50年7月から51年9月までの期間については、上記過年度納付の時点で、当該期間の国民年金定額保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、当該過年度納付の時点で、特例納付により保険料を納付することは可能であるものの、申立人に特例納付に係る記憶は無く、ほかに特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市に係る同払出簿から、昭和52年11月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出以前に国民年金の加入手続を行った事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和50年7月から51年9月までの国民年金定額保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の定額保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 加えて、申立期間の付加保険料については、納付申出以降でなければ納付することができないことを踏まえると、上記のとおり、昭和52年11月頃に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、当該払出以前に申立期間の付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 57 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月から 57 年 7 月まで
② 昭和 61 年 3 月から同年 9 月まで

国民年金保険料納付記録を照会した結果、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間について、年金手帳には、それぞれ加入した期間として記載されているので、私自身が加入意思を持って加入手続をしたものだと思う。私の性格から考えて、自ら加入を申し出ながら、保険料を納付しないということは考えられないので、申立期間についても保険料を納付したはずである。

特に、申立期間①については、第 1 子が生後*か月の時なので、そのような長男を連れてわざわざ加入手続を行うために市役所へ出向き、約 8 か月後に喪失手続をしているので、保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫が被用者年金保険被保険者であることから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であるところ、申立人は、昭和 56 年 12 月 26 日に任意加入手続をしていることが、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳から確認でき、国民年金保険料を納付する意思がないにもかかわらず任意加入被保険者の資格取得手続を行ったとは考え難い。

また、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和 57 年 8 月 10 日に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行っていることが確認できることから、当該資格喪失時までは、保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、昭和 60 年度分 (61 年 5 月 13 日作成)、61 年度分 (62 年 5 月 13 日作成) 及び 62 年度分 (63 年 5 月 28 日作成) の A 市の国民

年金検認状況一覧表において、申立人の氏名及び国民年金手帳記号番号は記録されておらず、63年度分（平成元年5月15日作成）の同一覧表において初めて申立人が第3号被保険者として記録されているところ、申立人の加入手続に係る記憶は曖昧である上、ほかに、申立期間において加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人に係る昭和62年1月からの第3号被保険者資格の入力処理が63年8月に行われたことが確認でき、申立人は61年3月から同年12月まで強制加入対象者であったことから、当該入力処理時点で申立期間について、遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、申立人が昭和62年1月に係る第3号被保険者資格を取得したと考えられる63年8月の時点では、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの保険料は納付可能であったものの、オンライン記録により、実際に納付されたのは63年11月であるため、当該期間の保険料は時効により納付することができず、申立期間直後の61年10月から同年12月までの保険料に充当されていることが確認できることから、当該納付時点では、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月

私は、前の会社を退職する際に、総務担当者から年金手帳を返却され、国民年金に加入するよう指導を受けて、A町（当時）役場で国民年金の加入手続を行った。その時期について、遅れたという認識はないが、はっきりと覚えていない。保険料納付についても、記憶は定かではないが、国民年金の加入時に、遡ってまとめて納付したような気もする。いずれにしても、申立期間だけ未納となっていることは不自然であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号の前後の払出状況から、平成3年10月頃に払い出されていることが確認でき、9年1月の基礎年金番号の設定時において、同記号番号が基礎年金番号として設定されていることから、申立期間直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失時点から当該基礎年金番号の設定時までの間に、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われ、この時点で申立期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立期間直後である平成7年6月から8年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、「記憶は定かではないが、国民年金の加入時に、遡ってまとめて納付したような気もする。」としていることから、当該過年度納付と併せて、申立期間の保険料も納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料を全て納付しており、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替及び国民年金被保険者の種別変更も適切に行っていることを踏まえると、申立人の国民年金保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年8月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年3月から同年8月までは32万円、同年9月から21年7月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年8月2日から12年6月1日まで
② 平成12年6月1日から21年8月1日まで

私がB社及びA社に勤務していた申立期間に支給されていた給与は、25万円から30万円であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録は16万円から24万円と低くなっている。厚生年金保険料は標準報酬月額に基づき引かれているようだが、実際にもらっていた給与と年金記録の標準報酬月額にあまりにも差があることに納得できない。申立期間の標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う記録に訂正してほしい。

なお、年金事務所の記録上、勤務先事業所名が平成7年8月2日から12年6月1日までの期間はB社、同年6月1日から21年8月1日までの期間はA社となっているが、両社は関連事業所である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年8月2日から21年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日(22年4月7日)において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用

する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成7年8月2日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年3月から同年8月までは24万円、同年9月から21年7月までは22万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年3月から同年8月までは32万円、同年9月から21年7月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年8月2日から20年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年8月2日から20年3月1日までの期間について、申立人から提出された給与支給明細書に記載された報酬月額に基づく標準報酬月額は、おおむねオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、控除されている厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額については、当該期間のうち、8年10月から9年9月までの期間は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額となっている上、他の期間については、全てオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月10日から同年5月1日まで

私は、昭和24年にA社に入社後、61年2月にC社へ異動するまでの間、何回かE内での転勤はあったものの退職したことはない。しかしながら、厚生年金保険の記録において1か月の欠落期間が生じている。

社員名簿では、昭和44年4月10日からB支店に異動したこととなっているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における「社員名簿」、「社会保険管理カード」、同社人事担当者の供述、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月10日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年3月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年10月1日に、資格喪失日を45年3月23日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年3月頃まで

A社で勤務していた申立期間当時の同僚に同社での厚生年金記録があることを知り、自分の年金記録を照会したところ、同社での厚生年金記録は確認できない旨の回答があった。

私はA社に正社員として入社しており、同僚には同社での記録があるにもかかわらず、自分に記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、A社で正社員として勤務していたことが認められる上、申立人の雇用保険の被保険者記録でも、事業所名は不明であるものの、同社の所在地を管轄する公共職業安定所の事業所において、申立期間の一部(昭和44年10月1日から45年3月22日までの期間)について申立人が被保険者であったことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の事務担当者の一人であった同僚は、「私は同社で社会保険の手続を担当していたが、同社は男女の区別なく全員が正社員であり、社会保険に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚9人は、いずれもA社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、前述の事務担当者は、「新規適用事業所になった1年後には従業員は2倍ぐらいになっていた。」と供述してい

るところ、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年9月1日における被保険者は21人、1年後の44年9月には50人の被保険者が確認できることから、同社においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

一方、申立期間のうち昭和44年2月から同年10月1日までの期間については、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないほか、当該期間の申立人の勤務実態について同僚の供述が得られないこと、及び前述の事務担当者が、「雇用保険と厚生年金保険の手続は同時に行っていたと思う。」と供述しているところ、同社のものと推認される申立人の雇用保険の資格取得日は同年10月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年3月23日までの期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で同じ職種であった同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、上記のとおり既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、これを確認できる関連資料及び供述を得ることができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人の記録に係る届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月1日から45年3月23日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成17年6月16日、同資格喪失日は18年2月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年2月6日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人から提出されたA社の給与支給明細書により、申立人が平成17年6月16日から18年2月5日までの間、同社で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日は、平成17年6月1日と記録されていたところ、社会保険事務所(当時)は、事業実態が確認できないことを理由に18年3月2日付けで遡って新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者についても、遡って被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる上、保険料還付に係る決議書から、一部納付されていた保険料が同社に対し還付されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出されたA社の給与支給明細書において、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人は同社において申立期間は雇用保険に加入していることが確認できることから、同社に事業実態が無かったとは考え難い。

また、滞納処分票では、A社が保険料を滞納していた事実が確認でき、社会保険事務所職員が同社を訪問し、代表取締役及び従業員と面談していること、事業主が賃金台帳及び出勤簿の提出の求めに応じていることなどが記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていると判断されるどころ、社会保険事務所が、事業実態が確認できないとして、遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の同社における資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成17年6月16日、資格喪失日は公共職業安定所に届け出た離職日の翌日である18年2月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前のオンライン記録から、11万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年12月8日から45年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（C丸）における資格取得日に係る記録を44年12月8日に、資格喪失日に係る記録を45年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和49年10月16日から同年12月28日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者D（E丸）における資格取得日に係る記録を同年10月16日に、資格喪失日に係る記録を同年12月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和52年1月10日から同年3月3日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者F（G丸）における資格取得日に係る記録を同年1月10日に、資格喪失日に係る記録を同年3月3日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月8日から45年2月1日まで
② 昭和49年9月17日から同年12月28日まで
③ 昭和52年1月10日から同年3月3日まで

私の年金記録を確認したところ、A社所有のC丸、D所有のE丸及びF所有のG丸に乗船していた期間が船員保険の記録とされていない。当該期間において乗船していたことが分かる船員手帳を提出するので船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が申立期間においてA社所有のC丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時に申立人と同職種であった同僚は、「A社では雇入れ後すぐに船員保険に加入できた。」と供述している上、同社における同僚の船員保険の加入記録を見ると、申立期間①より短い期間の加入記録が確認できることから、同社では船員を雇入れた場合、雇入期間の長短を問わず船員保険に加入させる手続を行っていたことが推認できる。

さらに、複数の同僚の供述によるA社が雇用していた船員数と同社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者数がほぼ一致していることから判断すると、当時、同社は雇用していたほぼ全ての船員について船員保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①のA社に係る船員保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月及び45年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、申立期間において船舶所有者DのE丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時のE丸の同僚は、「当時、E丸に乗船していた船員は全員船員保険に加入していたと思う。」と供述している上、当該同僚とほかの同僚が記憶しているE丸の乗船員数と船舶所有者Dに係る船員保険被保険者原票で確認できる申立期間当時の被保険者数がほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、申立人と同職種であった同僚から提出された船員手帳によると、当該同僚の雇入日は、申立人の雇入日と同じ昭和 49 年 9 月 17 日であることが確認できるところ、オンライン記録によると、当該同僚は船舶所有者DのE丸において、同年 10 月 16 日に船員保険被保険者資格を取得し、雇止日まで同被保険者資格が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 49 年 10 月 16 日から雇止日である同年 12 月 28 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られなかったが、当該期間の船舶所有者Dに係る船員保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された船員手帳によると、申立期間において船舶所有者FのG丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時、G丸に乗船していた同僚は、「船員保険には雇入れ後すぐ加入できたと思う。」と回答しているところ、他の同僚の船員手帳及び船員保険の加入記録によると、雇入日の 5 日後に船員保険被保険者資格を取得し、雇止日の 5 日後に同資格を喪失している記録となっていることが確認できる。

さらに、前述の同僚及び船舶所有者の供述から確認できるG丸の乗船員数と船舶所有者Fに係る船員保険被保険者原票から確認できる船員保険被保険者数が一致することから判断すると、当時、当該船舶所有者は全ての船員について船員保険に加入させていたものと考えられる上、当該船舶所有者は、「当時の書類が残っていないため、申立人に係る届出や保険料控除については不明であるが、船員を雇入れた場合は雇入れと同時に船員保険に加入する手続きを行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間③の船舶所有者Fに係る船員保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 20 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 21 日まで

平成 15 年に年金記録を調べたところ、A社、B社、C社及びD社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを初めて知ったが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無く、将来、申立期間について年金を受給できるものと思っていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 19 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 21 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人以外では一人だけであり、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人は、昭和 46 年 4 月に国民年金に加入し、その後 60 歳まで全ての期間について国民年金保険料を納付しており、D社での厚生年金保険被保険者資格喪失日の 45 年 3 月まで遡って国民年金保険料を納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがえるとともに、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがえることから、申立期間当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月21日から28年5月21日までの期間及び29年5月10日から30年12月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は27年6月21日、資格喪失日は28年5月21日であり、同社C出張所における同被保険者資格取得日は29年5月10日、資格喪失日は30年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年6月から同年12月までの期間は4,500円、28年1月から同年4月までの期間は5,000円、29年5月から同年9月までの期間は6,000円、同年10月から30年9月までの期間は8,000円、同年10月及び同年11月は1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月21日から同年5月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における上記訂正後の資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月21日から28年5月21日まで
② 昭和29年4月21日から30年12月1日まで

私は、昭和26年にA社に入社してから定年退職するまで、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、申立期間①及び②について、同加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とB社から提出された従業員カード及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務していたこと

が認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 6 月 21 日から 28 年 5 月 21 日までの期間及び 29 年 5 月 10 日から 30 年 12 月 1 日までの期間について、A 社及び同社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が同一で、氏名の漢字が一字相違し、基礎年金番号には統合されていない厚生年金保険被保険者記録（同社における資格取得日は昭和 27 年 6 月 21 日、資格喪失日は 28 年 5 月 21 日、同社 C 出張所における資格取得日は 29 年 5 月 10 日、資格喪失日は 30 年 12 月 1 日）が確認できるところ、同記録の被保険者名は、既に統合されている申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者名と同一であり、厚生年金保険記号番号が申立人の基礎年金番号と一致していることから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 27 年 6 月 21 日、資格喪失日は 28 年 5 月 21 日、同社 C 出張所における同被保険者資格取得日は 29 年 5 月 10 日、資格喪失日は 30 年 12 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社及び同社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 27 年 6 月から同年 12 月までの期間は 4,500 円、28 年 1 月から同年 4 月までの期間は 5,000 円、29 年 5 月から同年 9 月までの期間は 6,000 円、同年 10 月から 30 年 9 月までの期間は 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和 29 年 4 月 21 日から同年 5 月 10 日までの期間について、申立人が、A 社に継続して勤務し（同年 4 月 21 日に同社 D 委託工事から同社 C 出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 出張所における昭和 29 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関連資料が残っていないことから不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 11 日から同年 11 月 5 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、複数の厚生年金保険手帳記号番号を所有していたため、社会保険事務所（当時）に年金記録の整備を依頼した際に、A社（現在は、B社）の二度目の退社後に脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。しかしながら、その頃は、既に次の就職先に入社する準備をしており、請求した覚えが無いにもかかわらず、脱退手当金を受け取った記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立期間③のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 50 人の厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日の前後おおむね 2 年以内に資格喪失している女性の被保険者は、申立人を含めて 15 人確認できるところ、そのうち、脱退手当金支給記録が確認できるのは申立人だけである上、申立人以外の 14 人の被保険者のうち、複数の者が、「事業主による代理請求は行われていなかった。」、「脱退手当金について事業主から説明を受けた記憶は無い。」旨回答していることから判断すると、事業主による代理請求が行われたものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間より前の二度の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、当該未請求期間のうち、一方は、脱退手当金支給決定日以前における申立人の最初にして最長の被保険者期間であり、もう一方は、申立期間③と同

じくA社での被保険者期間であることから、申立人が当該被保険者期間のどちらも失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月

私は、勤務していた会社を平成9年1月に退職したが、次の就職先が決まったので、同年2月頃にA町（当時）で国民年金の加入手続きを行い、同時に保険料を納付した。国民健康保険には加入せず、国民年金だけ加入することを申し出たら、対応した男性の担当者に嫌な顔をされたことを覚えている。保険料額は1万3,000円ぐらいであったと思うが、その担当者にお金を渡し、手書きの領収証を受け取った記憶があるので調査してほしい。

なお、申立期間後の平成9年10月1日の国民年金再加入については、遅れて手続きを行い、それまでの保険料は後日、お金が用意できた時点でB社会保険事務所（当時）の窓口で一括納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成9年2月頃にA町で国民年金の加入手続きを行い、同時に保険料を納付した。」としているが、A町からB市へ転出した同年3月27日時点におけるA町の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金の加入記録の記載は無く、B市の同名簿には、申立期間に係る同年1月26日資格取得、同年2月24日資格喪失、及び申立期間後の同年10月1日資格取得における届出日がいずれも11年1月29日と記載されていることから、申立人は当該届出日に申立期間に係る国民年金の加入手続きを行ったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間後の平成9年10月1日資格取得に係る国民年金再加入については、遅れて手続きを行い、それまでの保険料は後日、お金が用意できた時点でB社会保険事務所の窓口で一括納付した。」としているところ、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間後の平成9年10月から11年3月までの保険料を同年3月29日に一括納付していることが確認できることから、当該納付時点で申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 22 日から 49 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、大学を目指しながら学生アルバイトとして、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月末日までの期間、A 社（現在は、B 社）C 工場において、勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格を 48 年 11 月 22 日に喪失したことになっている。

私が昭和 49 年 3 月末まで勤務していたことは、申立期間当時の多くの友人が知っており、また、勤務内容も夜勤であったことで、忘れようとしても忘れられない 1 年間であるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚のうち供述を得られた複数の同僚は、いずれも「申立人は昭和 49 年春頃まで勤務していた。」旨供述していることから、申立人は、オンライン記録上、A 社 C 工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失している 48 年 11 月 22 日以後も同社同工場で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社 C 工場に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、B 社は、「申立人に係る人事記録は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び退職時期について確認することができない。

また、B 社は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の喪失届と厚生年金基金の脱退に係る届出書は複写式であったと思う。」と供述しているところ、同社から提出された申立人に係る D 厚生年金基金加入員台帳を見る

と、申立人の資格喪失日は、昭和 48 年 11 月 22 日となっており、当該資格喪失日は、申立人に係る A 社 C 工場の厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日と一致していることが確認できる上、D 厚生年金基金は、平成 15 年 2 月に解散しているが、同基金加入者の記録について管理している企業年金連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）においても、申立人の資格喪失日は、昭和 48 年 11 月 22 日となっていることが確認できる。

さらに、B 社は、「提出している申立人に係る D 厚生年金基金加入員台帳以外に、申立期間当時の関連資料は無く、賃金台帳等も無い。」と回答しており、D 健康保険組合も「当組合において、申立人について確認できる関連資料は、D から提出している基金加入員台帳のみである。」と供述している上、前述の申立人が申立期間も勤務していた旨供述している同僚も「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨の供述していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 58 年 6 月 30 日まで
A 社（後に、B 社と合併し、C 社に名称変更）における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違しているため、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人から提出された給与・航海日当支給明細書及び給与支給明細書により、船員保険料控除額（標準報酬月額の増額改定に伴う差額保険料徴収分を含む。以下同じ。）が確認できる昭和 46 年 4 月から 47 年 5 月までの期間、同年 7 月から 53 年 3 月までの期間、同年 7 月から 54 年 3 月までの期間、同年 6 月から 58 年 3 月までの期間（合計 138 か月）については、おおむね、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていることが確認できるものの、船員保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 6 月、53 年 4 月、同年 5 月、同年 6 月、54 年 4 月、同年 5 月、58 年 4 月及び同年 5 月の 8 か月については、申立人が

給与・航海日当支給明細書及び給与支給明細書を所持していない、あるいは、差額徴収による正当な保険料控除額が確認できないものの、上記のとおり、その前後の期間において、船員保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、当該期間においても同様と推認される。

さらに、A社及びC社に係る申立人の船員保険被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する報酬月額及び船員保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 7 月まで

A社での在籍期間について年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比較して極端に低額とされている。

しかしながら、申立期間においてA社から支給された各月の報酬月額は、前後の期間と同じぐらいで変更は無かったので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社から実際に支給されていた給与は、オンライン記録上の標準報酬月額9万2,000円よりも高額であったが、同社では一貫して、事業主から従業員の標準報酬月額を実際の報酬月額より低く届け出るように指示があり、実際の報酬月額に変動は無かったにもかかわらず、私の標準報酬月額だけを極端に低く届け出た。」としている。

しかしながら、A社で社会保険事務を担当していた申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除額について記憶しておらず、さらに、A社は平成2年11月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、遺族も所在不明であることから、申立期間当時の、申立人の給与からの厚生年金保険料控除に関する供述や関連資料を得ることはできない。

また、申立期間当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、給与明細書等の資料を保管している同僚は見当たらず、給与から控除されていた厚生年金保険料について具体的な供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人のオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、

当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。